

写

22川人委調第120号

平成22年6月7日

川崎市議会

議長 潮田智信様

川崎市人事委員会

委員長 平林武



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成22年5月31日付け22川議議第151号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第77号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の制限について定める等のために改正するものであり、異議はありません。

議案第78号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることとされたことに伴い、配偶者が常態として子を養育できる職員についても育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることが

できることとする等のために改正するものであり、異議はありません。

議案第79号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するものであり、異議はありません。